

消防法令に基づいて設置されている

# 旧規格消火器は

# 2021年12月31日

# までに交換が必要です。



適応火災のマークが  
「文字表示」の消火器は、  
新規格消火器に2021年12月31日  
までに交換してください!

旧規格

普通  
火災用

油  
火災用

電気  
火災用

新規格



普通火災用



油火災用



電気火災用

消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

日高西部消防組合

富川消防署

TEL : 01456-2-1521

日高支署

TEL : 01457-6-2244

# 新型コロナウイルスの感染防止対策で設置する 「飛沫防止用シート」の火災に注意!



**火気や熱を発する機器から距離をとる。**  
コンロなどの火気や白熱灯のような照明器具からは、離して設置しましょう。



**火災感知器やスプリンクラーの近くに設置しない。**  
正常な動作の妨げになります。



**誘導灯を隠さない。避難経路に設置しない。**  
火災の際に避難の支障にならないよう注意してください。



**飛沫防止に必要な分を設置する。**  
可燃物の量を減らして、火災リスクを減らす。



**燃えにくい素材のものを選ぶ。**  
難燃・不燃性のあるものや防災品をおすすめします。



**同じ素材なら板状のものを選ぶ。**  
フィルム状のものに比べて燃え広がりにくいです。



**消防庁**  
Fire and Disaster Management Agency  
<https://www.fdma.go.jp/>



ご相談はお近くの消防署まで

問い合わせ先

日高西部消防組合富川消防署 01456-2-1521

日高支署 01457-6-2244